

## 労働災害以外の場合における労働者死傷病報告の提出義務について

労働者死傷病報告を遅滞なくしなかったり、虚偽の労働者死傷病報告をすると、労働安全衛生法違反となってしまい、この報告義務違反は「労災かくし」と呼ばれることもあります。

労働者死傷病報告義務がある典型的な場合は、労働者が労働災害により死亡または休業した場合であり、『「労災」かくし』とも呼ばれますが、労働災害による場合以外にも提出しなければならない場合があります。

労働者死傷病報告について規定している労働安全衛生規則第97条第1項は、

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

と規定しています。

少し分かりにくいですが、労働者死傷病報告を提出しなければならないのは大きく分けて次のいずれかの場合になります。

- ① 労働者が【労働災害】により【死亡し、又は休業】したとき
- ② 労働者が【就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内】における【負傷、窒息又は急性中毒】により【死亡し、又は休業】したとき

「労働災害」については、労働安全衛生法第2条第1号で、「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」と定義されており、労働者災害補償保険法上の「労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（業務災害）」とほぼ同義です。

業務上の負傷による場合は、上記①と②のいずれにも該当するため、報告義務があります。

労働者が昼休みにサッカーをしていて骨折した場合など事業場内での業務外の負傷による場合は、上記①には該当しませんが、②に該当するため報告義務があります。

業務上の疾病による場合は、上記②には該当しませんが、上記①に該当するため、報告義務があります。

業務上の疾病ではなく、業務外の疾病（私病）による場合は、就業中に発症したとしても上記①と②のいずれにも該当しないため、報告義務はありません。

表にまとめると、次のようになります。適切なご報告をよろしくお願いします。

負傷または疾病の種類	場合①	場合②	提出義務
業務上の負傷	該当	該当	有
事業場内等における業務外の負傷	非該当	該当	有
業務上の疾病	該当	非該当	有
就業中等における業務外の疾病	非該当	非該当	無